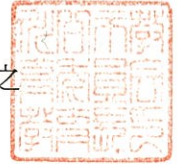


川教科発第30号
令和7年9月9日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 青 山 聖 子 様
同 関 由紀夫 様

川口市教育委員会
教育長 井上 清之



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年3月27日執行の教育総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

契約事務について（科学館）

科学館の賃貸借契約において、契約の締結が、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和7年4月11日に入札を実施した「電子複写機賃貸借契約」において、4月17日に契約を締結いたしました。

また、今後発生する契約の手続きにおいても、同様の事案が発生しないよう周知徹底いたしました。

